

17世紀イングランド・スコットランドにおける
後千年王国論者のユダヤ人観
—— Henry Finch の著作を中心に ——

青 木 道 彦

Postmillenarian Views on the Jews in Seventeenth Century Britain
—Centered on the Works of Henry Finch—

Michihiko AOKI

The purpose of this article is to examine postmillenarian views on the Jews (especially, on the problem of the conversion of the Jews to Christian faith). In the first part, the present writer examined the works of British presbyterians on this problem and in the second part, tried to make a general survey of this problem in Europe from the Middle Ages to this century.

Key Words: conversion of the Jews, amillenarianism, postmillenarianism, premillenarianism, latter-day Glory

はじめに

筆者は、ここ15年間ほどイギリス革命史研究会⁽¹⁾の〈千年王国論共同研究〉に参加しイングランド・スコットランドの宗教上の長老派(以下特にことわらぬ限り、宗教上の意味に用いる)と千年王国論の関係を分担した。⁽²⁾この共同研究でしばしば会うことになったのが、千年王国論者の〈ユダヤ人のキリスト教改宗〉に関する見解であった。本稿では筆者が共同研究で分担した長老派の後千年王国論を中心に、そのユダヤ人観を検討してみたい。Ⅰ. 第1章ではフィンチ Finch などの後千年王国論者のユダヤ人観を検討し、Ⅱ. 第2章では、そうしたユダヤ人観がヨーロッパ史上にしめる位置を概観してみたい。

千年王国論は終末論の一形態であるが、教会の正統な立場はアウグスティヌス以来、キリス

トと彼の聖徒による千年の支配が未来にこの世に実現するという〈未来の千年王国〉の考えを推論にすぎないとして斥ける無千年王国論 amillenarianism⁽³⁾であったが、この考え方では、聖書にあるキリストと聖徒による千年の支配を、地上においてキリスト教会が勝利をおさめて行く全歴史の期間と同一視するのである。そこで千年王国論と呼んでよいものは、前千年王国論 premillenarianism、後千年王国論 postmillenarianism の二つである。この二つの考え方は、キリストの再臨と地上における神の王国の樹立によって、この世の姿が変えられ、その後最後の審判が到来すると考える点では一致しているが、キリストの再臨が千年王国に先立っておこると考えるのが前千年王国論であり、再臨が千年王国の後に続くと考えるのが、後千年王国論である。両者の相違はたんに再臨の時期といった点のみではなく、千年王国の到来について前千年王国論が激変的な到来、後千年王国論が漸進的な到来を想定しているために、前者が急進的な改革、後者が現状の穏健な改革を指向するという相違も生じてくるのである。⁽⁴⁾ そうした点からみて、革命期に現状の急激な変革の原動力、革命の推進力となり得たのは前千年王国論であり、後千年王国論は現状の漸進的改革をめざすやや保守的で穏健な考え方であったために、筆者が共同研究で分担した長老派でもこの立場に立つ者がいたのであった。では本稿の前半で主として取上げるヘンリ・フィンチ Henry Finch の立場はどのようなものであったのか、以下でその点をまず検討してみたい。

第1章 フィンチなど後千年王国論者のユダヤ人観

1. ヘンリ・フィンチの生涯と彼の諸著作

サー・ヘンリ・フィンチ(1558～1625)は、ケント州のスクワイアで軍人としても活躍したトマス・フィンチの三男で、1572年ケンブリッジ大学のクライスツ・カレッジに入学し、聖職者志望ではなかったのに、ヘブル語やピーター・ラムス Peter Ramus の弁証法⁽⁵⁾に強い関心をもっていた。学位を得て卒業した後、1577年ロンドンの法律専門の学院であったグレイ法学院 Gray's Inn に入学して、法律家としての知識をさらに深めた。その後法律の実務家として活躍し、上級法廷弁護士 serjeant-at-law となった他に、法律の理論家としても知られるようになり、後に多くの版を重ねることになる法律書も残している。⁽⁶⁾ 本稿で主として取上げるのは、彼の最後の著作ともいえるべき『世界の偉大な復興：ユダヤ人の呼び戻し』“The Worlds Great Restauration, or the Calling of the Jews”(フルタイトルは、図1参照)である。⁽⁷⁾

しかしフィンチには、学生時代に法律や宗教を扱った習作があるので、まずこれを取上げてみたい。その習作は①『コモン・ローについて』“Nomotexnia (=Of the common law)” ②『会

議あるいは改革』“A Conference or Reformation”の二部からなる姉妹編であり、①では、P.ラムスの論理を用いて複雑なイングランドの法の総体を体系的に説明し、②では、①でまとめられたコモン・ローの原理をピューリタンのヘブライストとして批判したものである。彼はイングランドの法が時代の変化に合わせて、正しく改革されることを期待していたが、その改革は議会によって達成されると考えていたようである。⁽⁸⁾ この習作で注目されるのは、②で彼が各個教会の運営は、教会統治者 Church Governorsとしての Bishop(=teacher, pastor)、教会奉仕者 Church servantsとしての deacon(deaconesse)によって行われるべきであるとしていることである。⁽⁹⁾ これはまさに長老教会主義の教会運営論であり、フィンチはある意味で、エリザベス朝の長老派と革命期の長老派の間をつなぐ存在であったと言えるかもしれないが、筆者のこの点に関する分析はなお不十分なので、他日別稿で検討したいと考えている。

1613年彼はこの習作から、当時の教会統治機構を批判した部分を削除して、③『神の聖なる教理』“Sacred Doctrine of Divinitie”を出版した。⁽¹⁰⁾ しかしなんとといっても彼の宗教観の全容を知り得る最も重要な著作は、前述の『世界の偉大な復興：ユダヤ人の呼び戻し』（1621年出版）であろう。まずこの著作のタイトル・ページであるが、そこには著者フィンチの名は見

当たらず、出版に尽力したウィリアム・ガウジ William Gouge の名のみが記されているのである。これは聖職者ではないフィンチが聖書の講解などを行うことをはばかり、聖職者であるガウジに名前を出して貰ったものともみられるが、彼の真意は不明である。この著作の中で「将来、再興されるべきユダヤ人の王国が、世界中の君主を従えるであろう」とする考えを表明したことが、イングランドの王権を侮辱するものであるとしてジェームズ1世を激怒させ、当局もその出版を不当なものであると考えた。そこでフィンチ、ガウジの二人は逮捕され、短期間ではあるが投獄された。⁽¹¹⁾しかし二人とも弁明によって釈放され、本来の彼らの職を失うこともなかった。フィンチは4年後に死去したが、ガウジは革命期まで生存しており、ウェストミンスター宗教会議でも中心となって活躍した。

2. 『世界の偉大な復興：ユダヤ人の呼び戻し』の内容

このフィンチの著作は、かなり複雑な構成をとっており、いくつかの部分に分けて理解すべきであるように思われる。以下その構成と内容の概略を示すと、⁽¹²⁾

- ①<ユダヤ人のキリスト教改宗>に関する新・旧約聖書の預言の論点要約 pp. 1～8
- ②主として旧約聖書による<ユダヤ人のキリスト教改宗>を示す部分の提示とその解説
pp. 9～75
- ③黙示録・ダニエル書によって<末日の栄光> latter-day Glory(すなわち、後千年王国論)の教会史の見方を提示し、証明する部分
pp. 75～82
- ④イザヤ書第24～27章の講解(ここでは、(a)キリストを拒んだユダヤ人が排除され、悲惨な運命に陥って行くこと(b)キリストを受入れるに至ったユダヤ人が<末日の栄光>の時に全世界の指導的地位につく)その過程の歴史的分析
pp. 83～150
- ⑤ダニエル書第9章によって、ダニエル時代のペルシア帝国から、イエスの時代をへて、ローマによるエルサレム破壊に至るまでの490年間の時代を解釈する部分 pp. 151～178
- ⑥ホセア書第1～2章による、末日にキリストの王国がたてられることについての預言とそこに至るまでの過程の分析、その過程でもユダヤ人の<選ばれた民>としての神の約束は取消されてはならず、最後にはその約束が実現することを強調するもの pp. 178～234

フィンチのこの著作の論点は二つあり、その第一は<末日の栄光>の到来を説く後千年王国論であり、第二はその到来のためには<ユダヤ人のキリスト教改宗>が必須であり、そのことは聖書(特に旧約聖書)に明白に示されているという主張である。<末日の栄光>の後千年王国論を、16・17世紀の交にイングランドで再生・発展させたのは、トマス・ブライトマン Thomas Brightman(1562～1607)であった。彼の『黙示録注解』⁽¹³⁾は、黙示録をキリストの時

代から終末に至る全歴史を見渡すものであり、その中で教会のいくつかの試練の時を示しており、世界の歴史はユダヤ人とキリスト教徒による〈末日の栄光〉で終わるという彼の確信を示している。⁽¹⁴⁾ 彼の歴史解釈の特色は、キリスト教を公認したコンスタンティヌス帝の時代から、1300年頃までを〈第一の千年期〉、1300～2300年頃を〈第二の千年期〉と考える点にある。彼の見方によれば、17世紀初頭は〈第二の千年期〉がすでに300年ほど過ぎた時期にあたり、ローマ教会の崩壊、〈ユダヤ人のキリスト教改宗〉が間近に迫っている段階であり、その二つの出来事はおそらく1650年頃におこるであろうとされている。その後にはゴグ・マゴグ(彼によればオスマン帝国とその同盟者をさすものとみなされている)との戦いがおこって、神の力強い介入によって神の敵ゴグ・マゴグが倒され、ユダヤ人のキリスト教改宗と故国復興が完成される〈末日の栄光〉の時代が到来すると彼は考えるのである。さらにその後でキリスト再臨と最後の審判がおこると彼は考えるので、この千年王国後再臨の考え方を後千年王国論とよぶのである。

フィンチの著作、特に上記の③の部分は(フィンチが〈第二の千年期〉を明確には述べていない点を除けば)、このブライトマンの後千年王国論をほぼそのまま受入れて、要約したものになっており、ローマ教会の崩壊、〈ユダヤ人のキリスト教改宗〉が、1650年頃に迫っているとする点も全く同じである。そこでフィンチの著作のこの③の部分は、あまり彼の独創性を示している部分とは言えないように思われるのである。

フィンチの著作の第二の重要な論点は、主として旧約聖書を用いて〈ユダヤ人のキリスト教改宗〉が、〈末日の栄光〉到来のために必須であり、またその改宗がおこることは、聖書の証拠からみてきわめて確実であることを示そうとする点である。上記のフィンチの著作の部分から言うと①、②、④、⑥がそれであり、彼がこの著作を上記のようなタイトルで書いた重点は、むしろここにあったと思われるのである。その聖書の証拠としては、旧約聖書のイザヤ書、エゼキエル書、ホセア書があげられており、通常この問題の論拠としてあげられる新約聖書のローマ人への手紙第11章は、わずか数回用いられているにすぎない。フィンチが〈ユダヤ人のキリスト教改宗〉を証明するものとしてあげている旧約聖書の部分(彼があげているのは、イザヤ書第27章第12～13節⁽¹⁵⁾、エゼキエル書第37章第21～33節⁽¹⁶⁾、ホセア書第3章第5節⁽¹⁷⁾)を検討してみると、おおむね「ユダヤ人は、今は誤った信仰や誤った道に陥っていても、やがては正しい信仰に戻るであろう」といった趣旨の部分となっているのである。このような聖書の部分を論拠として、フィンチが〈ユダヤ人のキリスト教改宗〉は必須であり、また確実であると主張しても、キリスト教徒ではない筆者は十分には納得できないのである。キリスト教徒であれば、旧約聖書の「予型論的解釈」Typological interpretation⁽¹⁸⁾によって、これらが納得

できる証拠になるのであろうか。むしろ非キリスト教徒の歴史研究者としては、ローマ人への手紙第11章の方が、かつてユダヤ教徒であったパウロが、異常な体験によってキリスト教徒パウロとなった事実をふまえて、彼自身が第26節で「イスラエル人は、すべて救われるであろう」と表明していることに、重みを感じるのである。ヘブライストのフィンチが、旧約聖書に大いに重きをおいた説明を展開するのは当然であるのかもしれないが、この説明は筆者にとって十分に納得できるものではなかった。

この点でフィンチと対照的なのが、彼の著作の出版に努力した聖職者ガウジの議会説教である。これは1645年の上院での彼の説教『神の摂理の進展』“The Progress of Divine Providence”⁽¹⁹⁾であるが彼はこの説教で神の摂理がしだいに、いや増していったそれが最後にく末日の栄光に達することを信じるべきであると説き、<ユダヤ人のキリスト教改宗>も当然おこるべきものであるとして、後千年王国論の考え方を示しているが、彼が<ユダヤ人のキリスト教改宗>の論拠としてあげているのは、もっぱらローマ人への手紙第11章である点が、フィンチとは対照的である。ガウジもケンブリッジ大学でユダヤ人についてヘブル語を学び、自らヘブル語に関する著作も著しているヘブライストであることを考えてみると、そのことがこの問題についてただちに、旧約聖書重視につながるものではないということが注目される。⁽²⁰⁾ともあれフィンチの著作は、非キリスト教徒に対して説得力があるか否かは別として、この第二の論点すなわち<ユダヤ人のキリスト教改宗>が確実であることの証明に重点がおかれ、彼の著作の特色ともなっているのである。

3. 他の後千年王国論者の<ユダヤ人のキリスト教改宗>問題の扱い方

①スコットランドの長老派聖職者ジェイムズ・ダラム James Durham の場合

彼は800頁余りの『黙示録注解』⁽²¹⁾を書いて、<末日の栄光>の後千年王国論を展開しているが、黙示録の注解という著作の性格にもよるものかもしれないが、これだけの大著で<ユダヤ人のキリスト教改宗>にふれた部分はきわめて少なく、筆者が発見した限りでは、

1. 黙示録第20章第1～3節の解説の部分 [同書 p. 727]
2. 同 第16章第12～16節の解説の部分 [同 p. 785]
3. 同 第19章第4～8節の解説の部分 [同 p. 786]

の三個所で言及しているのみである。こうした点からみて、ダラムは勿論<末日の栄光>の時に、<ユダヤ人のキリスト教改宗>はおこるものとしてはいるが、そのことは彼の後千年王国論においては、重点がおかれているわけではないとみてよいであろう。またダラムはこの改宗が切迫したものになっているとも考えてはおらず、長い改革の道をたどった先によりやくおこ

るものと捉えている点も、彼の特色であると考えられるのである。

②新大陸の伝道者の独立派コトン J. Cotton, エリオット J. Eliot の場合

コトンはブライトマンの影響をうけて、後千年王国論の立場をとり、ローマ教会の富と権力の打倒、これに続くユダヤ人のキリスト教改宗は切迫していると考えていた。一方、渡米後コトンの影響で後千年王国論に共鳴したエリオットもやはりユダヤ人のキリスト教改宗は切迫していると考えようになった。⁽²²⁾ コトンの場合には、新大陸の先住民であるインディアンをたんに異教徒と考え、彼らはユダヤ人の次にそのキリスト教改宗に努力すべきものと考えていた。しかしエリオットは、彼の新大陸布教中の1650年代になって、ヨーロッパで言われ始めた「先住民インディアン＝ユダヤ人」説を受入れて、インディアンをユダヤ人の失われた末裔と考えるようになったため、自分がユダヤ人のキリスト教改宗に直接、努力しているのだという強い使命感をもつことになった。⁽²³⁾

③イングランドの独立派聖職者ジョン・オウエン John Owen の場合

1640年代後半にコトンの著作に接したことなどによって、長老派から独立派会衆主義者に転じたジョン・オウエンは、⁽²⁴⁾ しだいに頭角をあらわしたが、1649年1月国王処刑直後の議会説教者に選ばれ、かなり終末論的・黙示的な緊張感の強い説教を行った。彼は「末日の栄光」の時期の終わりにキリストが再臨されると考える点では、後千年王国論者であったが、1640年代末のきびしい状況の中では、反キリストの打倒やユダヤ人のキリスト教改宗をかなり切迫したものと捉えていたのであった。しかしオウエンが中心となってまとめられた1658年の『サヴォイ宣言』では、会議でまとめられた宣言という文書の性格にもよるものではあろうが、ユダヤ人のキリスト教改宗が切迫しているという印象はなく、遠い将来のことと扱われているように思われる。⁽²⁵⁾ ユダヤ人のキリスト教改宗がおこると期待されていた1650年代が何事もなく過ぎてしまったということで、40年代末の切迫感が薄れてしまったと考えることもできるであろう。

以上、後千年王国論のユダヤ人のキリスト教改宗についての、様々な見方を検討してきたが、ここで以下のようにまとめることができるように思われる。

1. ブライトマンに始まりフィンチ、コトン、エリオット、これに加えて1640年代末のオウエンはユダヤ人のキリスト教改宗を、まもなくおこるべきはずの切迫したこととみていた。この考え方は、キリストの再臨の時期という問題を別にすれば、切迫感という点では前千年王国論者とあまり変わらないものである。
2. 一方、ダラムのような後千年王国論者はユダヤ人のキリスト教改宗をまもなくおこるべきさし迫ったものとは捉えず、長い改革の末に到達すべき将来の出来事と捉えている。

この点、無千年王国論者も遠い将来には<ユダヤ人のキリスト教改宗>はおこるではあるが、それはさし迫ったものではないと考えていたので、この点ではダラムの考えとは大きく異なるものではない。そうした事情からであろうか、無千年王国論の立場から「千年王国論」を誤った考えとしてきびしく斥けているスコットランドの長老派聖職者ロバート・ベイリー Robert Baillie(彼は「千年王国論」に chiliasm という語を用いているので、ほぼ前千年王国論をさすものと考えられるが)がダラムの『黙示録注解』に序文を寄せ、ダラムの注解を有益な聖書の研究として称賛しているのである。⁽²⁶⁾ しかしダラムのような後千年王国論者に対しては、無千年王国論者がきびしい批判の矛先を向けないことも、以上の点からみると決して不思議なこととは言えないように思われるのである。

これをまとめてみると、やや急進的で<ユダヤ人のキリスト教改宗>などについて、切迫感の強い後千年王国論者は、前千年王国論者とかなり接近した考え方をもっていたのであり他方、保守的で切迫感のない後千年王国論者は、無千年王国論者とかなり接近した考え方をもっていたと言ってよいように思われる。別の観点から言えば、後千年王国論者といっても、その中にはいくつかの異なった考え方が含まれていたということであろう。

4. <ユダヤ人のキリスト教改宗>問題への取組み方の三つの場合

<ユダヤ人のキリスト教改宗>が、キリスト教徒にとって望ましいことであり、やがては実現すべきことであるという認識は、17世紀の西欧キリスト教世界においては、ほぼ共通したものであったように思われる。しかしその実現を図る方法という点では各論者に大きな相違があったようである。以下そうした取組み方の三つの場合をまとめてみたい。

①観念的・理論的なブライトマン、フィンチなど千年王国論者の場合

ブライトマン、フィンチらは<ユダヤ人のキリスト教改宗>は切迫していると考えているにしては、自らそのためになんらかの実践を行おうとする意図が明確ではなく、実際の行動をとった形跡もない。たしかに前千年王国論者の一部には、こうした改宗はもっぱら神の働きによって実現されるものであり、人間の活動によって実現されるものではないとする考えもあったことであるから、実践的な行動をとらなかったのが、むしろ当然であったのかもしれない。一般に千年王国論者は<ユダヤ人のキリスト教改宗>については、観念的・理論的に捉えていて、実践的ではなかったと言ってよいであろう。

②宗教的または経済的な動機から現実的・実践的に取組む場合

- a. [宗教的な動機] デュアリ J. Dury, ハートリブ S. Hartlib などは、ユダヤ人をキリスト教に改宗させるためには、まずキリスト教徒とユダヤ教徒の友好と相互理解を図り、改革され

たキリスト教であるプロテスタントの純粹さをユダヤ人に納得させることによって、〈ユダヤ人のキリスト教改宗〉を実現しようとするものであり実際に代表的で指導的なユダヤ人と接触して、文献翻訳やイェルサレム在住のユダヤ人への援助など多くの事業で協力しているのである。この中でデュアリは少なくとも一時的にはかなり千年王国論的な考え方をもっていたと言われている。⁽²⁷⁾

- b. [経済的な動機] ユダヤ人の商業ネットワークやその商業技術を利用したり、ユダヤ人の金融的支援を期待したりするものであり、こうした考えをもつ者の多くは、オランダやバルト海での貿易で実際にユダヤ人商人と接触する機会をもっていた。⁽²⁸⁾ 主として商人であるこうした考えをもつ者の中には、勿論〈ユダヤ人のキリスト教改宗〉を望む者もいたが、そうした改宗がなくとも、ユダヤ人との友好関係を保って行きたいと考えている者もいた。後者は「商人の知恵による他の宗教への寛容」とみることもでき、ヨーロッパではオランダの商人がこの立場にたっており、それ故にオランダはユダヤ教徒のままのユダヤ人の国内居住を許していたと考えてよいであろう。しかしイングランドの商人の一部には、ユダヤ人を手強い競争相手、狡猾な商法さえも敢えてする徒輩として、排斥する動きがあったことも無視することはできない。⁽²⁹⁾

③行動的なランターズ Ranters の場合

酒場での馬鹿騒ぎなど奇矯な行動で知られ、1650年の瀆神法 Blasphemy Act の主要な対象ともされていたランターズは、〈ユダヤ人のキリスト教改宗〉についても、独自の考え方と行動をとっていた。彼らの考え方も一種の千年王国論なのであるが、その行動は①にあげたような千年王国論者とは全く異なるものである。トマス・タニイ Thomas Tany, ジョン・ロビンズ John Robins の二人は自らが指導者として、ユダヤ人を集結させ、彼らを率いてイェルサレムに赴きこれを回復して、彼らの故国を復興させることを構想しており、タニイは自らを実はユダヤ人の出自であるとし、ロビンズは自らを神あるいは〈墮罪前のアダム〉と称するなど、その考えは奇矯で空想的であり、タニイはオランダに赴いてユダヤ人を集めたが、イェルサレムに行くためとして作った小さなボートで海に出て行方不明になったと言われている。⁽³⁰⁾ こうしたランターズは〈ユダヤ人のキリスト教改宗〉にはきわめて積極的・行動的ではあったが、自らの使命については奇矯な幻想を抱く考え方にとりつかれていたのであった。

以上イングランドの後千年王国論者を中心に、彼らの〈ユダヤ人のキリスト教改宗〉に対する考え方を様々の局面から検討してきたが、以下では中世から宗教改革をへて近世に至るまでの、イングランドを中心としたヨーロッパ史におけるユダヤ人問題の中で以上で検討したものが、どのような位置をしめるのか、時代的整理を試みてみたい。

第2章 ユダヤ人問題の扱われ方：時代的整理

1. 中世ヨーロッパのユダヤ人観

中世のヨーロッパでは、ユダヤ人を<反キリスト>や<キリスト殺し>として白眼視し排斥する傾向があったし、十字軍時代には身近に居住しているユダヤ人に対する迫害も行われた。⁽³¹⁾ こうした考え方が20世紀のナチスによるユダヤ人のホロコーストにもつながる精神的背景をなしていることは、周知の通りである。しかしヨーロッパの大陸部には実際にかんりのユダヤ人が居住し、商業都市などにゲットーを作って住みついていた。

イングランドがやや特殊な状況にあったのは、1290年エドワード1世の王令によってユダヤ人が追放され、表向きはユダヤ人は国内にはいないことになっていた点である。⁽³²⁾ しかし<隠れユダヤ人>とも言うべき者は、中世を通じてイングランドにも多少、居住していたようである。このような中世のユダヤ人の扱いとやや違った考え方を示したのが、教会改革をめざしたウイクリフやフスであった。彼らは<ユダヤ人のキリスト教改宗>や<パレスティナ帰還>に言及して、後のプロテスタント改革者の先駆とも言うべき考えを示していることが注目される。⁽³³⁾

2. 宗教改革前後の状況の変化

まず15世紀末、イベリア半島でレコンキスタが完成されてから、従来イスラム支配者のドで一応は信仰の自由を認められていたイベリア系ユダヤ人(セファルディム Sephardim)が、キリスト教改宗か、国外退去かの二者択一を迫られることになった。イベリア半島を追われたユダヤ人はネーデルラント、東欧、オスマン帝国内などに移住した。一部にキリスト教改宗をよそおいながら、秘かにユダヤ教信仰を続けているいわば<隠れユダヤ教徒>であるマラノス marranos がいたが、彼らは異端審問にさらされることになった。⁽³⁴⁾

宗教改革の一つの前提となったものに人文主義者による聖書の原典研究があげられる。ドイツのロイヒリン Reuchlin(1455～1522)はヘブル語による旧約聖書の原典研究を志し、カバラ文書など他のユダヤ教文献も涉猟し、積極的にユダヤ人とも接触したと言われている。ロイヒリンとその論敵であるユダヤ人キリスト教徒プフェッフェルコルン Pfefferkorn との論争は、ユダヤ人問題にとっては注目すべきものである。プフェッフェルコルンは旧約聖書以外の全てのユダヤ人のヘブル語文書を禁圧し、強制的な手段でユダヤ人をキリスト教に改宗させるように提案したが、これに対してロイヒリンは学問の自由、ユダヤ人の伝統尊重の立場から、これ

に強く反対したのであった。⁽³⁵⁾ ロイヒリンが自らはカトリック教徒にとどまって、ルターの宗教改革に反対であったことを考えてみると、カトリック教会内でもヘブライ学がすでに発展していたが、〈ユダヤ人のキリスト教改宗〉に関しては強制的手段を使ってでも、改宗させる考えをもつ者が多かったことがわかる。

やがてルターによって宗教改革が展開されて行くと、そこで現れた①聖書の字義通りの解釈 ②終末感 という二つの考え方が、ユダヤ人に対する見方に変化をもたらした。①の点では、前述のローマ人への手紙第11章第26節「イスラエル人は全て救われるであろう」に述べられている〈イスラエル人〉は、従来は「霊的イスラエル」すなわちキリスト教会を指すものとされてきたものが、新たに「国民としてのユダヤ人」を指すものと考えられるようになったことがあげられる。②の終末感の背景には、オスマン帝国の圧迫によるキリスト教世界の危機という意識があって、ルターの悔い改めを強く求める姿勢が生まれ、それが宗教改革の原動力の一つとなっていると考えられているが、だからと言ってルター・カルヴァンなどの正統的改革者が千年王国論をとっていたわけではなく、伝統的なアウグスティヌス的な無千年王国論を彼らはとっていたのであった。しかし将来ユダヤ人が国民全体としてキリスト教に改宗するであろうという預言が旧約聖書にもりこまれているという考えが、正統的なプロテスタントの間にも広がってくる。フィンチの著作は基本的には、このプロテスタントの考え方の流れをふまえたものと考えてよいであろう。

そして今やユダヤ人ではなく、オスマン帝国こそが黙示録などに描かれた〈反キリスト〉であるとされるに至ったのであった。正統的プロテスタント改革者は千年王国論の立場はとっていなかったものの、こうした宗教改革による関心の変化が、やがて千年王国論に基づく〈ユダヤ人のキリスト教改宗〉論を生み出して行くのである。

3. 16世紀から17世紀初めのイングランドの動向

イングランドではヘンリ8世の国教会樹立に始まり、エリザベス1世による国教会確定をへて、カトリックの大国スペインとの対決にいたる状況の中で、プロテスタント・ナショナリズムともいべき考え方がイングランド人の間におこってきた。その中でイングランド独特の考え方として、①イングランド人を「(神に)選ばれた民」Elect Nationとする考え方 ②イングランドの教会は、使徒によって伝えられた純粋な汚れのないものが継承されてきており、カトリック教会の墮落によってもそれは汚されいらないものであり、イングランド国教会樹立によって初めて汚れなき教会になったのではないとする「使徒継承」Apostolic Successionの考え方、この二つが強く現れてきたことが注目される。⁽³⁶⁾

こうした背景の中で、16世紀末頃からしだいにユダヤ人の呼び戻しやユダヤ人のキリスト教改宗に言及する文献が多数現れてきたが、その中でイングランド人がこれに特別の役割を果たすべきものとされている場合が多いのは、前記のプロテスタント・ナショナリズムのあらわれとみることができるであろう。1590年ウィレット A. Willet がイングランド人としては初めて明確にユダヤ人の呼び戻しについて言及する著作を書いたが、パーキンズ W. Perkins やフーカー R. Hooker のような著名な著作家もこの問題に言及していると言われている。⁽³⁷⁾ さらに1586年ダーデン R. Durden が自らユダヤ人やあらゆる聖徒を率いてイェルサレムを再建するために、かの地に赴くという考え(前記のランターズの考えと類似しており一種の千年王国論とみられる)を発表しているという指摘もある。⁽³⁸⁾ また1608年ドラックス T. Draxe が『世界の復興』“The Worlds Resurrection”を書いて「ローマ教会が崩壊して、キリスト教会が浄化されれば、ユダヤ人のキリスト教改宗を妨げるものはなくなる」とし、プロテスタントの立場にたつユダヤ人のキリスト教改宗論を主張した。⁽³⁹⁾ こうした考え方が展開される中で、17世紀初めにブライトマンが彼の後千年王国論を展開する著作を書き、一方ミード J. Mede が彼の前千年王国論を展開する著作を書いたのであった。

一方ヘブル語による旧約聖書やユダヤ教文献の研究を進める、いわゆるヘブライストが両大学を中心に登場してくる中で、旧約聖書の律法をもっと言葉通り厳密に守ろうとする者たちも出現しているが、こうした者たちは「ユダヤ教化主義者」Judaizers と呼ばれた。彼らの主張の中で目立ったものは、土曜日＝安息日主義であったが、この考えをとる者たちの多くはキリスト教的な日曜日の安息日に特に挑戦はせず、自ら土曜日の安息日を守っていたが、中には日曜日の安息日を無視して紛争をひきおこす者もあった。こうした考えをもつ者たちの中では、トラスク J. Trask を指導者とするトラスク派 Traskites がよく知られている。彼らは1610年代半ばからロンドンを中心に活動し、当然のことながら当局の取締りに会うことになった。⁽⁴⁰⁾ 土曜日＝安息日主義の系譜は、後にバプティストの一部に継承され、1650年代のジェシー H. Jessey の教会はこの立場をとっていたと言われている。⁽⁴¹⁾ こうした時期に、すでに法律家として実務についていたフィンチは自ら聖書の研究を続けており、ブライトマンの著作を読んで大いにその影響を受けながら、前述の彼の主著を書きあげたのであった。ブライトマンが自分の著作を国外で出版したのに比べて、フィンチが1621年に自著をイングランドで出版したことは、この時期にあってはやや無謀な行動であったとみてよいと思われるのである。

4. 1630～1640年代のイングランドの状況

1630年代にもシップス R. Sibbs, アダムズ T. Adams らがユダヤ人のキリスト教改宗を

扱った著作を書き、緊張の高まった1630年代末には、トマス・グッドウィン Thomas Goodwin が亡命中のオランダで、教皇とトルコの打倒とユダヤ人のイェルサレム帰還が、1650年代にもおこるとする前千年王国論の立場にたつ著作を書いた。⁽⁴²⁾ 1640年代の革命期に入ると、千年王国論とくユダヤ人の呼び戻しを結びつける考え方が数多く登場してきた。そして幅広く多くの者たちがくユダヤ人のキリスト教改宗の切迫を信じたが、その中にはアイルランドの大主教もつとめたアッシャー J. Ussher のような穏健(=非ロード派)アングリカンも含まれていた。

議会はく終末の切迫という非常事態を説いて国王への抵抗を正当化していた。⁽⁴³⁾ 一方、R. パーカー R. Parker がかつて説いたくローマ教会やオスマン帝国の打倒とくユダヤ人のキリスト教改宗の事業で、イングランド人が主役を演じるという構想が現実のものとなってきた。⁽⁴⁴⁾ ここで再びプロテスタント・ナショナリズムが高揚してくるのである。しかし他方にくユダヤ人のキリスト教改宗を切迫したものとは考えない者もいた。前記のスコットランドの長老派聖職者ベイリーやイングランドの著名な聖職者バクスター R. Baxter などは、それを切迫したものではなく遠い将来のことと考えていた。⁽⁴⁵⁾

この頃ユダヤ人の側でも救世主を待望する動きがあり、再臨する筈のキリストがユダヤ人の救世主でもあり得るのかどうか、考えようとしていた。1640年に議会側の制度として確立した議会説教でもくユダヤ人のキリスト教改宗がとりあげられた。1644年のガウアー S. Gower, 1645年9月の前述のガウジ, 1649年11月のステリ P. Sterry はいずれもこの問題を取りあげており、これは国王処刑後であるが1652年10月 J. オウエン J. Owen は議会説教で、議会がくユダヤ人のキリスト教改宗の問題で努力を怠っていることをきびしく批判しているのである。⁽⁴⁶⁾

5. 国王処刑以降、1650年代半ばまでのイングランドの状況

イングランドにおける政治革命の達成、すなわち国王処刑、共和政成立の直前の1648年ウクライナでおこったユダヤ人迫害(ポグロム)によって、ユダヤ人はこの地から追われた。このためユダヤ人は新しく避難所となるべき場所を少しでも多く確保したいと切望する状況になっていた。⁽⁴⁷⁾ 西欧ではネーデルラントがユダヤ人の避難所になっており、主としてイベリア系ユダヤ人セファルディムが、すでにここに流れこんでいたので、ネーデルラント在住のユダヤ人は少しでも避難所となり得る国を拡げておきたい状況になっていた。そこでネーデルラント在住のユダヤ人学者メナセ・ベン・イスラエル Menasseh ben Israel が、1655年からイングランドのプロテクターであるクロムウェルにくユダヤ人のイングランド再入国許可を働きかける

ことになった。⁽⁴⁸⁾ またイングランド人からもユダヤ人の再入国許可を求める請願がだされていた。こうして同年秋メナセがイングランドを訪れて正式にプロテクターに再入国許可を請願した。その結果、同年末ホワイトホール会議 Whitehall conference が開かれて、この問題が討議されることになったのであった。

しかしロンドンを中心にイングランドには<隠れユダヤ人>ともいうべき者たちがいた。彼らはポルトガル人あるいはスペイン人と自称して住みついてしたが、実はユダヤ人であり、ローマ・カトリック教徒をよそおっていたが、本当はユダヤ教徒であった。こうした<隠れユダヤ人>は、メナセのような正式の再入国許可の請願が彼らの存在を顕在化させてしまうことを恐れて、これを嫌っていた。⁽⁴⁹⁾ こうした<ユダヤ人の再入国許可>問題には、勿論、千年王国論的なくユダヤ人のキリスト教改宗>の考え方など宗教的背景もあるけれども、他方、一部の者たちは<商業上の利益>や<イングランドの海外発展>とユダヤ人の再入国を関連づけて考えていたのであった。例えば最も多くのユダヤ人が居住していたオスマン帝国のユダヤ人を救いだそうという動きも、その背景には活発化していたイングランドのレヴァント貿易があり、能力あるユダヤ人商人をこれに役立てようとする目的があった。イングランドのレヴァント貿易はすでにフランスやヴェネツィアを凌ぎ、オランダに先んじていたのであった。一方、中東のユダヤ人の間には当時、救世主待望もあり、この動きには千年王国的・宗教的な考え方に関わっていたのであった。⁽⁵⁰⁾

またT.クーパー T. Cooper は、新大陸やアイルランドへの植民を<神がイングランドに与えた使命>と考えており、限らない経済的拡大をめざしてスコットランドやネーデルラントとの国家合同、プロテスタント大連合を構想し、その中にユダヤ人の再入国やキリスト教改宗を位置づけていたのであった。⁽⁵¹⁾

1655年頂点に達した<ユダヤ人の再入国許可>問題は、結局ロンドン商人や一部の聖職者の反対もあって、ホワイトホール会議で公式に再入国を許可する決定をだすことはできなかった。しかしこの会議に出席した法律家は、ユダヤ人の再入国を妨げる法令はイングランドには存在していないという意見を述べ、1656年以降ユダヤ人の再入国は事実上、認められていった。⁽⁵²⁾ <ユダヤ人のキリスト教改宗>は少しも進展しないままで、ユダヤ人の入国はしだいに増えていったのであった。他方、共和政末期にはイングランドの外交的・軍事的・商業的な成功は順調に進展し始め、イングランドの商工業の発展、海外進出が軌道にのり始めた。そうした成果の中で、カリブ海に進出する足がかりとなったクロムウェルの「西方計画」や地中海でのブレイク艦隊のトルコに対する勝利には、ともにユダヤ人の情報提供が有効に働いていた。ユダヤ人の再入国やキリスト教改宗を推進する考え方の原動力となってきた千年王国論そのも

のは、背景に退き衰退していったのであった。

6. 共和政末期以降のイングランドの状況

大変化が期待されていた1650年代後半は、＜ローマ教会やオスマン帝国の打倒＞や＜ユダヤ人のキリスト教改宗＞はおこらずに、何事もなく経過してしまった。こうした中で、1658年の独立派による『サヴォイ宣言』では、末日の反キリスト打倒、ユダヤ人のキリスト教改宗は遠い未来に設定され、かつて独立派の千年王国論がもっていた切迫感は薄れてしまっている。⁽⁵³⁾ 千年王国の夢は実現せず、イングランドの外交的・軍事的成功のみが実現していった。ユダヤ人は非公式にイングランドへの入国を許されたが、そのことには＜ユダヤ人のキリスト教改宗＞は関わりをもっていなかった。

後に残った世俗化された千年王国論(主として後千年王国論)にとっては、＜ユダヤ人のキリスト教改宗＞のもつ意味は少なくなってしまう。それに代わって表面にでてきたのは、イングランドの商業上の利害や国力の伸張であり、ドライデン Dryden の著作ではこうした商業的・帝國的発展をとげるであろう未来のイングランドが、＜栄光の帝国＞として予言されている。しかし一方で大きな挫折感を味わっているミルトン Milton は千年王国論的期待をしばしば裏切られているので、もともとそうした期待にはきわめて慎重であった。⁽⁵⁴⁾ 王政復古後にも、なおチャールズ2世に期待をかける形での千年王国の夢も、革命期の余燼のように存在してはいたが、それもまもなく薄れて行く夢であった。

啓蒙思想の洗礼を受けた18世紀以降には、ユダヤ人をユダヤ教徒のまま、その市民的権利を認めて行こうとする動きが、しだいに力を増してくる。しかし16世紀に始まって今世紀初頭に至るまで、ユダヤ人にキリスト教改宗を働きかける動きは根強く残り、そのための組織も存在していた。⁽⁵⁵⁾ そうした動きは今世紀に入ってシオニズム運動が高揚してくると、ようやく衰えていったのであった。

むすびにかえて

こうして時代背景を検討してみると、フィンチの＜ユダヤ人のキリスト教改宗＞論のしめる位置は、宗教改革後の＜終末の切迫感＞、＜聖書の字義通りの解釈＞、＜ヘブル語文献の研究＞に基礎をおくものであったが、多分に観念的・理論的で、1650年代のようなユダヤ人問題への現実的対応ではなかったことがわかる。＜ユダヤ人のキリスト教改宗＞を実現する方策としても、フィンチはハートリブ、デュアリのような具体的な策を提示していない。フィンチ

のような千年王国の夢にのせたユダヤ人の改宗論は、やがて衰退し消えさるべき運命にあったとみてよいであろう。ユダヤ人問題への現実的な対応として、やがて西欧世界が選びとって行く道は、ハートリブ、デュアリののような現実的・実践的な考え方が、啓蒙思想の洗礼をうけて、ユダヤ人をユダヤ教徒のまま受入れて行く方向に変わって行く道であったように思われる。

フィンチや彼の同時代人の〈ユダヤ人のキリスト教改宗〉論を検討してみると、そこにはヨーロッパ・キリスト教世界の独善性が強く感じられる。そうしたフィンチなどの考え方も「親ユダヤ主義」Philo-Semitism とする場合が多いようであるが、⁽⁵⁶⁾ 果してそれでよいのであろうか。このようにキリスト教徒の立場からユダヤ人に対して押しつけがましい態度をとることは、一種の「反ユダヤ主義」Anti-Semitism ではないのであろうか。それとも、なおユダヤ人に対してかなりきびしい態度が一般的であった17世紀のヨーロッパにあつては、本稿でとりあげたフィンチの考えでさえも「親ユダヤ主義」とみるべきなのであろうか。啓蒙思想によって思想・信条の自由を認めるようになった現代においてもなお欧米の価値体系を他の地域に押しつけることがあるようにも思われる。ヨーロッパ・キリスト教世界の独善的な態度の伝統は、今なお続いているのではあるまいか。フィンチや他の千年王国論者の考え方を検討してきた筆者の率直な印象である。

ユダヤ人問題については専門家ではない筆者が、この問題を取りあげたために、おもわぬ誤りをおかしている点があるかもしれない。ご叱正を乞うしだいである。

註

- (1) 田村秀夫氏主宰、第一期の共同研究として、田村秀夫編『イギリス革命と千年王国』同文館1990年をすでに出版し、第二期の共同研究、田村秀夫編『ピューリタニズムと千年王国論』を1997年に研究社から刊行の予定。第三期の共同研究のテーマは「クロムウェル」の予定である。
- (2) 筆者は第一期共同研究では「預言者的終末論と黙示録的終末論のあいだ——長老派と千年王国論——」を、第二期共同研究では「スコットランド長老派と千年王国論——無千年王国論、後千年王国論、前千年王国論——」を執筆した。
- (3) P. Toon (ed.), *Puritans, the Millennium and the Future of Israel: Puritan Eschatology, 1600–1666*, James Clark, 1970, p. 6. 以下 Toon[Eschatology]と略記。
- (4) *Ibid.*, Chapter II pp. 23–41, Chapter III pp. 42–65.
- (5) ピーター・ラムス(1515–1572)はフランスの哲学者で、中世の学問の主流をしめていたアリストテレス哲学を攻撃し『弁証法綱要』*Dialecticae Institutiones*, (1543)を公刊した。彼の考えはプロテスタント、特にその急進派であるピューリタンなどの契約神学に、強い影響を与えたといわれている。
- (6) H. Finch, *A Description of the Common Laws of England according to the Rules of Art compared with the Prerogatives of the King*, 1759, それ以前にも別の表題で刊行されていた。以上は『国民伝記辞典』*Dictionary of National Biography*のフィンチの項による。

- (7) この文献は、革命前後の17世紀イングランドの多くの文書を収録しているトマソン文書 Thomason Tracts にも収録されていないので、オクスフォード大学のボドリ図書館内のデューク・ハンフリー文庫の下記の文書を用いた。[Bodleian Library, 4° T 49 Th.(in Duke Humphrey's)]以下 Finch[Jews]と略記。
- (8) W. R. Prest, *The Art of Law and the Law of God: Sir Henry Finch (1558–1625)* in D. Penington, K. Thomas (ed.), *Puritans and Revolutionaries: Essays in Seventeenth Century History presented to Christopher Hill*, Oxford, Clarendon P., 1978, pp. 98–101.
- (9) *Ibid.*, pp. 102–03.
- (10) *Ibid.*, p. 106, pp. 112–14.
- (11) *Ibid.*, p. 115, Toon[Eschatology] p. 32.
- (12) 以下のページ数は、Finch[Jews]による。
- (13) T. Brightman, *A Revelation of the Revelation*, 1615, Toon[Eschatology] p. 6, pp. 26–32.
- (14) Toon[Eschatology] p. 28.
- (15) Finch[Jews] pp. 147–49.
- (16) *Ibid.*, pp. 50–53.
- (17) *Ibid.*, pp. 193–94.
- (18) 旧約聖書の人物や出来事のうちに、新約聖書への(特にイエス・キリストとその教会への)約束の預言を見いだす解釈であり、イエスによる救済はすでに旧約聖書の中に予型(Typos)として示されているとする考え方である。これによれば「ユダヤ人が正しい信仰の道に戻る」ということは「イエスによる救済を信じる」ことになる。以上『キリスト教大辞典・改訂新版』教文館, 1983年 pp. 1094–95による。
- (19) この文献, W. Gouge, *The Progress of Divine Providence*, 1645, は註(7)で前述したトマソン文書にも収録されている(文書番号 E.302(25))が, 筆者はボドリ図書館所蔵の下記の文書を用いた。[Bodleian Library, Pamph. C.69(6)]
- (20) *Ibid.*, pp. 29–31.ここでは, ローマ人への手紙第11章第12～31節が論拠としてあげられている。
- (21) J. Durham, *A Commentarie upon the Book of Revelation*, 1658, これも, ボドリ図書館所蔵の下記の文書を用いた。[M.9.14. Th.]本文中のページ数はこの版による。
- (22) コトンについては, Toon[Eschatology] pp. 34–36. エリオットについては, 岩井 淳『千年王国を夢みた革命—17世紀英米のピューリタン—』講談社, 1995年 p. 111.
- (23) 岩井 前掲書 p. 112.
- (24) Toon[Eschatology] p. 36, P.Toon, *God's Statesman: The Life and Work of John Owen, Pastor, Educator, Theologian*, The Parternoster P., 1971, pp. 33–36.
- (25) Toon[Eschatology] pp. 38–39, 『サヴォイ宣言』については, トマソン文書に下記の番号とタイトルで収録されている[E.958(4)] *A Declaration of the Faith and Order owned and practised in the Congregational Churches- -in the Meeting at the Savoy*, 1658, その Chapter 26 IV, V (p. 19)に「末日の栄光」への見方が示されている。
- (26) J. Durham, *op.cit.*, To the Reader B2.
- (27) R. H. Popkin, Hartlib, Dury and the Jews, in M. Greenglass, M. Leslie, T. Raylor (ed.), *Samuel Hartlib and Universal Reformation*, Cambridge U.P., 1994, pp. 119–25. ハートリブ(~1670)はポーランドから来英し, コメニウスやミルトンの友人となり教育や農業についての著作で知られている。デュアリ(1596~1680)は本来スコットランドの聖職者であるが, 広く西欧をまわって, 全プロテスタントの協調と

統合のために国際的な活動を展開した。

- (28) C. Hill, "Till the conversion of the Jews," in C. Hill, *Religion and Politics in 17th Century England*, Harvester P., 1986, pp. 280–81. 以下 Hill[conversion]と略記。
- (29) D. S. Katz, *Philo-Semitism and the Readmission of the Jews to England, 1603–1655*, Oxford, Clarendon P., 1982, pp. 179–80, 以下 Katz[Readmission]と略記。
- (30) Hill[conversion] p. 275, p. 281, Katz[Readmission] pp. 107–20.
- (31) C. Roth, *A History of the Jews in England*, 3rd ed., Oxford U.P., 1964 *passim*.
- (32) Katz[Readmission] pp. 1–2, および D.S.Katz, *The Jews in the History of England, 1485–1850*, Oxford, Clarendon P., 1994, pp. 134–35. 以下 Katz[England]と略記。
- (33) Hill[conversion] p. 271.
- (34) Katz[England] pp. 1–14.
- (35) 前掲『キリスト教大辞典・改訂新版』の「ロイヒリン」の項 p. 1178, 「プフェッルコルン」の項 p. 916.
- (36) ①「選ばれた民」に関しては, W. Haller, *Foxe's Book of Martyrs and Elect Nation*, Jonathan Cape, 1963, *passim*., ②「使徒継承」に関しては, 八代 崇『イングランド宗教改革史研究』聖公会出版, 1993年 p. 107, p. 127, p. 131.
- (37) Hill[conversion] pp. 272–73.
- (38) *Ibid.*, p. 281.
- (39) Katz[Readmission] pp. 94–95, Hill[conversion] pp. 272–73.
- (40) Katz[Readmission] pp. 18–34, p. 100, p. 102.
- (41) *Ibid.*, pp. 32–33, p. 41.
- (42) Toon[Eschatology] pp. 62–64, Hill[conversion] p. 274.
- (43) Hill[conversion] p. 274.
- (44) *Ibid.*, pp. 282–83, p. 286. パーカーの構想は17世紀初頭に説かれたもの。
- (45) *Ibid.*, p. 276.
- (46) *Ibid.*, p. 275, p. 283.
- (47) *Ibid.*, p. 284.
- (48) Katz[Readmission] pp. 182–89.
- (49) *Ibid.*, pp. 192–95, Katz[England] pp. 134–35.
- (50) Hill[conversion] p. 281.
- (51) *Ibid.*, pp. 278–79.
- (52) Katz[Readmission] pp. 236–42.
- (53) 前出 註(25)参照。
- (54) Hill[conversion] p. 292.
- (55) T. M. Edelman, *Radical Assimilation in English Jewish History, 1656–1945*, Indiana U.p., 1990, pp. 144–72, Chapter 5 The Fruits of Missionary Labors.
- (56) 前出 註(29)Katzの著作のタイトル参照。